

CS Viewer for ACTION 製品使用許諾契約書

CS Viewer for ACTION 製品使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社セルシス（以下「セルシス」といいます）が第 1 条に定める本製品の使用を希望されるお客様（以下「ユーザー」といいます）に対し提示し、同意いただくことにより締結される契約書です。なお、本契約には、セルシスまたはセルシスが許諾を受けた本製品に含まれる技術等の権利者が別途定めた特約、使用条件等も含まれます。セルシスは、本契約に同意されるユーザーにのみ本製品の使用を許諾します。本契約に同意できない場合、ユーザーは本製品を使用できません。

ユーザーが本製品をインストールまたはこれに準じる行為を行った場合、セルシスは当該ユーザーが本契約に同意したものとみなし、本契約が成立するものとします。

製品使用許諾契約書

■ [ライセンス数] : 1

第 1 条 定義

本契約で使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとします。

(1) 本ソフトウェア

本製品に含まれるコンピュータープログラム（セルシスが追加的に提供したアップデートプログラムを含みます）をいいます。

(2) 本製品

本ソフトウェア、本ソフトウェアに付属する素材、3D データおよび画像等の電子データ（以下総称して、「本素材」といい、セルシスが追加的に提供したものを含みます）ならびに本ソフトウェアのマニュアル等本ソフトウェアに関連する資料すべて（以下総称して、「マニュアル等」といいます）をいいます。

(3) インストール

本ソフトウェアをコンピューターの記録媒体に記録し、実行することおよび/または本ソフトウェアを除く本製品をコンピューターに保存することをいいます。

(4) CLIP サイト

セルシスが運営し提供する、マンガ、イラスト、映像等の創作活動をサポートすることを目的とした、創作活動応援サイト CLIP (<http://www.clip-studio.com/>) をいいます。

第 2 条 許諾

1. 本製品の著作権その他一切の知的財産権は、セルシスまたはセルシスに対し適正に許諾を与えた権利者に帰属します。セルシスは、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーに対し、本製品を使用することを許諾します。

- (1) セルシスが認めた正規の方法で取得した場合。
 - (2) セルシスが正規の製品と認めた場合。
2. 本契約で許諾した権利以外の本製品に関する権利について付与するものではありません。

第3条 使用条件

1. 本製品について、ユーザー自身（法人その他の団体の場合、特定の従業員1名）だけが、自ら占有、管理するコンピューター（以下「メインコンピューター」といいます）1台のみで使用できます。ただし、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーは自己の作業を補助する者（以下「作業補助者」といいます）を指定して本製品を使用させることができます。
 - (1) 本製品をメインコンピューターの1台にのみインストールしていること。
 - (2) 第4条各号に規定された禁止事項に反しないように本製品を使用させること。
2. 本製品について、ユーザーは、メインコンピューターのみインストールできます。ただし、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーは自ら占有、管理する他のコンピューター（以下「サブコンピューター」といいます）の1台に限り、本製品をインストールできます。すなわち、当該条件のもと、ユーザーは本製品をメインコンピューター、サブコンピューター合わせて2台までインストールすることができます。
 - (1) 本製品の使用者をユーザー自身（法人その他の団体の場合、特定の従業員1名）とユーザーが指定する作業補助者1名に限定していること。
 - (2) 本製品を同時に使用しないこと。
3. ユーザーは、本ソフトウェアが独立した複数のソフトウェアで構成される場合においても、これらを分離して第三者に使用させることはできません。
4. ユーザーは、本製品を日本国内においてのみ使用できます。
5. セルシスは、本製品について、CLIPサイトまたはマニュアル等に別途使用条件を定める場合があります。この場合、ユーザーは、当該使用条件を遵守するものとします。

第4条 禁止事項

ユーザーが以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本製品の全部または一部をセルシスの許諾を得ずに複製する行為。
- (2) 本製品の全部または一部を再使用許諾、公衆送信（たとえば、ホームページ等を通じて公表すること、および送信可能化の状態も含みます。以下も同様です）、貸与、レンタル、疑似レンタル等する行為。
- (3) 本製品の全部または一部を譲渡する行為。
- (4) 本ソフトウェアに含まれるコンピュータープログラムの改変およびリバースエンジニアリング等の本ソフトウェアを解析する行為。

- (5) 第三者に対し、ネットワーク（インターネットを含みますが、これに限られません）を経由して、本ソフトウェアを使用させるまたは本ソフトウェアの機能を利用した処理、サービスを提供する行為。
- (6) 複数の者の間で、本製品を同時に使用する行為。
- (7) 共有可能なシステムにおいて本製品を使用する行為。
- (8) 本製品を第三者に有償で使用させる行為または本製品を商用サービスに組み込む行為。
- (9) 権利保護等を目的として本製品に予め設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法を公開する行為または設定された技術的な制限を解除、無効化することにより本製品を複製、改変（加工、変形等を含みますが、これらに限りません。以下「改変等」といいます）、再使用許諾、公衆送信、譲渡、貸与、使用等する行為。
- (10) 本製品を公序良俗または法令に違反する目的で使用する行為。
- (11) その他、セルシスもしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する、または侵害する可能性のある行為。

第5条 保証

1. セルシスは、本製品がユーザーの特定の使用目的に適合するものであることを保証しません。本製品の導入について、ユーザーは、自らの責任で判断するものとします。
2. ユーザーは、本製品に瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のハードウェアまたはソフトウェアに起因する本ソフトウェアの動作不具合を除きます）、セルシスの判断に基づき、瑕疵の程度に応じて交換もしくは修補プログラム等の提供または解決方法の案内を受けることができます。
3. 本製品の瑕疵について、セルシスはユーザーに対し、前項に定める範囲を超えた責任を負いません。また、ユーザーが本製品の使用または使用不能により受けた直接的または間接的な財産的損害（営業上の損害を含みます）および精神的損害について、原因の如何を問わずセルシスは責任を負いません。
4. セルシスは、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報、ソフトウェアおよびサービスをインターネット経由でユーザーに無償（ただし、通信等にかかる費用はユーザー負担とします）にて提供することがあります。セルシスは、このような情報、ソフトウェアおよびサービスについて、完全性、正確性、有用性およびインターネットの安全性、通信の安定性を含む一切の保証を行いません。また、セルシスは、ユーザーの承諾なくこれらの提供を中断または終了できます。

第6条 本契約の解除

セルシスは、ユーザーが本契約または CLIP 利用規約に違反した場合、本契約を解除することができます。

第7条 本契約の終了

本契約が終了した場合、ユーザーは速やかに自己の負担で本製品の使用を中止し、本製品をインストールしたすべてのコンピューターからこれを完全に削除しなければなりません。

第8条 損害賠償

ユーザーが本契約に違反し、またはユーザーの故意もしくは過失によりセルシスに損害が生じた場合、セルシスは、当該損害の賠償請求、その他法的措置をとることがあります。

第9条 その他

1. 本契約の解釈は日本法に準拠するものとします。また、本契約に関する紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. ユーザーは、本製品の使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を含む各種関連法令を遵守するものとします。
3. 第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

A_20150326_03

制定日：2015年3月26日

株式会社セルシス

URL : <http://www.celsys.co.jp>